

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を委託しているため、委託先による不正入手・不正使用等への対策として、特に契約に際し、個人情報保護管理体制に重点を置き対応することを条件付与し、万全を期している。

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び葛城市介護保険条例等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①介護保険資格関係<ul style="list-style-type: none">・資格異動の届出等及び保険証交付等の管理②介護保険料の賦課徴収関係<ul style="list-style-type: none">・保険料の賦課及び徴収等・保険料の徴収猶予及び減免等③要介護(要支援)認定申請関係<ul style="list-style-type: none">・認定情報の管理・保険料滞納者への給付制限等
③システムの名称	住民情報システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一(第68項)・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117、120項)・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">番号法 第19条第8号 別表第二(第93、94項)・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市 総務部 総務課 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

問い合わせ先電話番号 0745-44-5006

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 葛城市 保健福祉部 介護保険課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
問い合わせ先電話番号 0745-44-5104

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても、複数人で確認を行い、人為的ミスが発生するリスク対策を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、下記を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。 ・住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。 ・業務に使用するUSBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・保存年限が経過した書類の廃棄を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	公表日	2015/12/8	2018/11/1	事後	
平成30年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム／ 介護保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	住民情報システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
平成30年11月1日	2. 特定個人情報ファイル名	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、26、30、33、39、	介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル (情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、26、30、33、39、	事後	
平成30年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	平成27年11月24日時点	平成30年10月24日時点	事後	
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年11月24日時点	平成30年10月24日時点	事後	
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	—	—	事後	
令和1年7月1日	評価書様式改正に伴う変更 (IVリスク対策追加)	—	—	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱いする	介護保険法及び葛城市介護保険条例等の規定 に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・	介護保険法及び葛城市介護保険条例等の規定 に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・	事後	
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の68の項	番号法第9条第1項別表第一(第68項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠)番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、26、30、33、39、	番号法 第19条第7号 別表第二(第1、2、3、	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	問い合わせ先電話番号 0745-69-3001	問い合わせ先電話番号 0745-44-5012	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	問い合わせ先電話番号 0745-48-2811	問い合わせ先電話番号 0745-44-5104	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目－1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年10月24日時点	令和元年6月19日時点	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年10月24日時点	令和元年6月19日時点	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二(第1、2、3、	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二(第1、2、3、	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目－1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和元年6月19日時点	令和3年1月14日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和元年6月19日時点	令和3年1月14日時点	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二(第1、2、3、	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号 别表第二(第1、2、3、	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	保健福祉部 長寿福祉課	保健福祉部 介護保険課	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	長寿福祉課長	介護保険課長	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	葛城市 総務部総務財政課 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地	葛城市 総務部 総務課 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの開示	葛城市 保健福祉部長寿福祉課 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地	葛城市 保健福祉部 介護保険課 〒639-2197 奈良県葛城市柿本166番地	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う	住民情報システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	住民情報システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能(マイナボーグ)	事前	
令和7年5月19日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒639-2197	〒639-2195	事後	
令和7年5月19日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年5月19日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加